

匝瑳市規則第 2 1 号

匝瑳市食育推進協議会規則

(設置)

第 1 条 市は、食育基本法（平成 1 7 年法律第 6 3 号）第 2 条から第 9 条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり食育の総合的かつ計画的な推進について協議するため、匝瑳市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、基本理念にのっとり食育について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 会長は、第2条に規定する協議に関し専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、市職員のうちから市長が会長と協議して任命する。この場合において、当該部会員が市長以外の任命権者に属する職員の場合は、市長は当該任命権者と協議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 第6条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。